

定期コンテナ船に係る 港湾施設使用料、入港料の減免のお知らせ

港湾物流の活性化や山口県管理港湾の利用促進を図るため、
平成19年4月1日から港湾施設使用料等の減免を行い、
平成27年4月1日から、減免対象を拡充しています。

○ 減免の目的は？

外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダー定期コンテナ航路（※）の維持・増便、
コンテナ貨物取扱量の増加による港湾物流の効率化・コスト縮減を図り、地場産業の
国際競争力の強化など地域経済の活性化を目的とするものです。

※ 国際戦略港湾（阪神港・京浜港）と国内各港を結ぶ内航フィーダー航路であり、
県管理港湾と国際戦略港湾を定期的に結ぶコンテナ航路。

○ 減免の対象は？

外貿定期コンテナ航路の船舶 及び
国際フィーダー定期コンテナ航路の船舶 の

- ・ 橋形クレーン（ガントリークレーン）使用料
- ・ 移動式クレーン（タイヤマウント式クレーン）使用料
- ・ 入港料、岸壁係船料



○ 減免の内容は？

□既設コンテナ船の場合は、一律

- ・ 移動式クレーン 38,860円／時間・台 → **31,080**円／時間・台（△20%減免）
- ・ 橋形クレーン 70,880円／時間・台 → **56,700**円／時間・台（ " ）

□新規就航コンテナ船の場合（既設航路の増便を含みます。）は、

新規航路開設（増便）の日から1年間に限り

- ・ 移動式クレーン 38,860円／時間・台 → **27,200**円／時間・台（△30%減免）
- ・ 橋形クレーン 70,880円／時間・台 → **49,610**円／時間・台（ " ）
- ・ 岸壁係船料 **免除**
- ・ 入港料 **免除**

※ なお、新規就航（増便）に該当するかについては、予め御相談ください。

○ 実施の期間は？

令和8年3月31日までです。

(新規就航(増便)した場合は、1年経過までとなります。)

○ お問い合わせ先

□ 県内港湾全般に係ること

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部港湾課 港政班

TEL 083-933-3816

FAX 083-933-3829

E-mail a18700@pref.yamaguchi.lg.jp

□ 岩国港の利用に係ること

〒740-0002 岩国市新港町4-26-5

山口県岩国港湾管理事務所

TEL 0827-22-2271

FAX 0827-22-2377

E-mail a18123@pref.yamaguchi.lg.jp

□ 徳山下松港の利用に係ること

〒745-0025 周南市築港町9-1

山口県周南港湾管理事務所

TEL 0834-21-1787

FAX 0834-32-5090

E-mail a18121@pref.yamaguchi.lg.jp

□ 三田尻中関港の利用に係ること

〒747-0825 防府市築地2049

山口県防府港務所

TEL 0835-22-6209

FAX 0835-22-6239

E-mail a181061@pref.yamaguchi.lg.jp

□ 宇部港の利用に係ること

〒755-0027 宇部市港町1-5-5

山口県宇部港湾管理事務所

TEL 0836-31-3311

FAX 0836-31-3310

E-mail a18122@pref.yamaguchi.lg.jp